

第6期横浜市子ども・子育て会議 第8回保育・教育部会
第34期横浜市児童福祉審議会 第9回保育部会 合同部会

日時：令和6年3月27日（水）18:00～

場所：市役所18階 みなと1・2・3会議室

議事次第

1 開会

2 議事

議事＜公開案件＞

【子ども・子育て会議】

- (1) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について
- (2) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施（案）について

報告＜公開案件＞

【児童福祉審議会】

- (3) 令和7年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について

議事＜非公開案件＞

【子ども・子育て会議】

- (4) 私立幼稚園等預かり保育事業の認定先の審査について
- (5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について
- (6) 幼保連携型認定こども園の認可及び内装整備費補助金交付先法人の審査について
- (7) 幼保連携型認定こども園の認可及び建設費等補助金交付先法人の審査について

【児童福祉審議会】

- (8) 横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について
- (9) 保育所の認可及び内装整備費補助金交付先法人の審査について
- (10) 既存施設連携型1・2歳児園に係る小規模保育事業の認可及び整備費補助金交付先法人の審査について
- (11) 横浜保育室の設置者変更及び移行に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
- (12) 民間保育所等老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について
- (13) 認可保育所、小規模保育事業及び家庭的保育事業の設置者変更に伴う認可について

3 その他

4 閉会

〔配付資料〕

資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿

資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿

資料3 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について

資料4 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施（案）について

資料5 令和7年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について

第 6 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
第 34 期横浜市児童福祉審議会 保育部会
委員名簿

【敬称略 50 音順】

＜第 6 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	◎石井 章仁	
2	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
3	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	倉根 美帆	
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長	斉田 裕史	臨時委員
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	
8	一般社団法人ラシク 0 4 5	天明 美穂	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 准教授	○山瀬 範子	臨時委員

＜第 34 期横浜市児童福祉審議会 保育部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	◎石井 章仁	
2	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
3	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	倉根 美帆	
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長	斉田 裕史	
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	臨時委員
8	一般社団法人ラシク 0 4 5	天明 美穂	
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 准教授	○山瀬 範子	

◎：部会長 ○：職務代理者

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	保育・教育部長	齋藤 真美奈
	保育対策等担当部長	渡辺 将
課長	企画調整課長	柿沼 千尋
	保育・教育支援課長	大槻 彰良
	保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	野澤 裕美
	保育・教育支援課幼保小連携担当課長	田村 憲一
	保育・教育運営課長	岡本 今日子
	保育・教育運営課担当課長	齋藤 淳一
	保育・教育認定課長	馬淵 由香
	保育対策課長	安藤 敦久
	保育対策課担当課長	大島 範子
	保育対策課担当課長	岡崎 有希
	こども施設整備課長	安達 友彦
係長	企画調整課 担当係長	生野 元康
	保育・教育支援課 事業調整係長	佐藤 真知
	保育・教育運営課 幼児教育係長	杉浦 さおり
	保育・教育認定課 担当係長	阿武 拓実
	保育対策課 担当係長	木村 厚朗
	保育対策課 担当係長	吉村 歌菜子
	こども施設整備課 担当係長	橋口 猛
	こども施設整備課 整備等担当係長	青木 俊春
	こども施設整備課 整備等担当係長	後藤 崇
	こども施設整備課 整備等担当係長	坂本 佑氏
こども施設整備課 整備等担当係長	吉池 美奈	

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画
骨子案

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画 全体構成

【総論部分】

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1. 計画の位置づけ
2. 計画の趣旨
3. 計画の期間
4. 計画の対象
5. 他計画との関係

第2章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況【4は素案作成時議論】

1. 人口や少子化の状況
2. 子ども・家庭の状況
3. 地域・社会の状況
4. 第2期計画の振り返り

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1. 目指すべき姿
2. 計画推進のための基本的な視点

【各論部分】

第4章 施策体系と事業・取組【3・4は素案作成時議論】

1. **重点取組**
2. 施策分野・基本施策とその関係性
3. 施策体系図
4. 指標一覧
5. 各施策における現状と課題及び今後の方向性

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み、確保方策【素案作成時議論】

1. 保育・教育に関する施設・事業
2. 地域子ども・子育て支援事業

第6章 計画の推進体制等について【素案作成時議論】

1. 計画の点検・評価
2. 様々な主体による計画の推進
3. 人材の確保・育成の推進
4. 情報発信や情報提供の推進

第1章

横浜市子ども・子育て支援事業計画 について

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1 計画の位置づけ

○計画の法的根拠

- ・子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ・**こども基本法に基づく「市町村こども計画」**
- ・**子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」**

※子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」については、子どもの貧困対策に資する教育、福祉、子ども・子育て支援等の取組に横串をさし、連携して推進することを目的とした計画であるため、引き続き別計画として推進する。

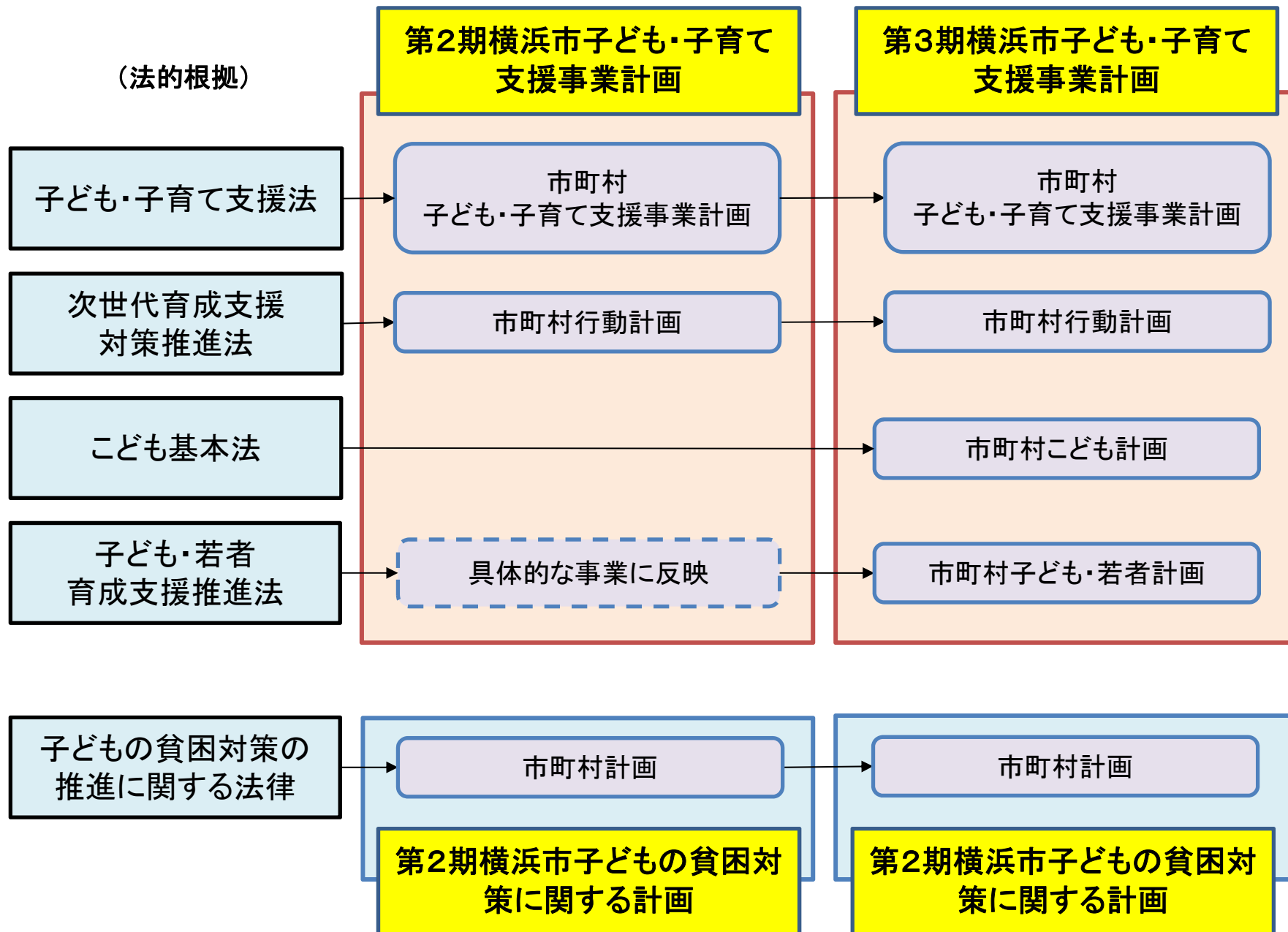
<国の動き>

- 令和5年4月に「こども基本法」が施行された。日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などが定められた。
- 令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定された。これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定められている。

(参考)計画の法的根拠のイメージ

(現行)

(今回整理する考え方)



第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

2 計画の趣旨

- 本市の子ども・青少年施策及び子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定め、**生まれる前から大人になるまでの切れ目のない総合的な支援を推進する。**

3 計画の期間

- **令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間**

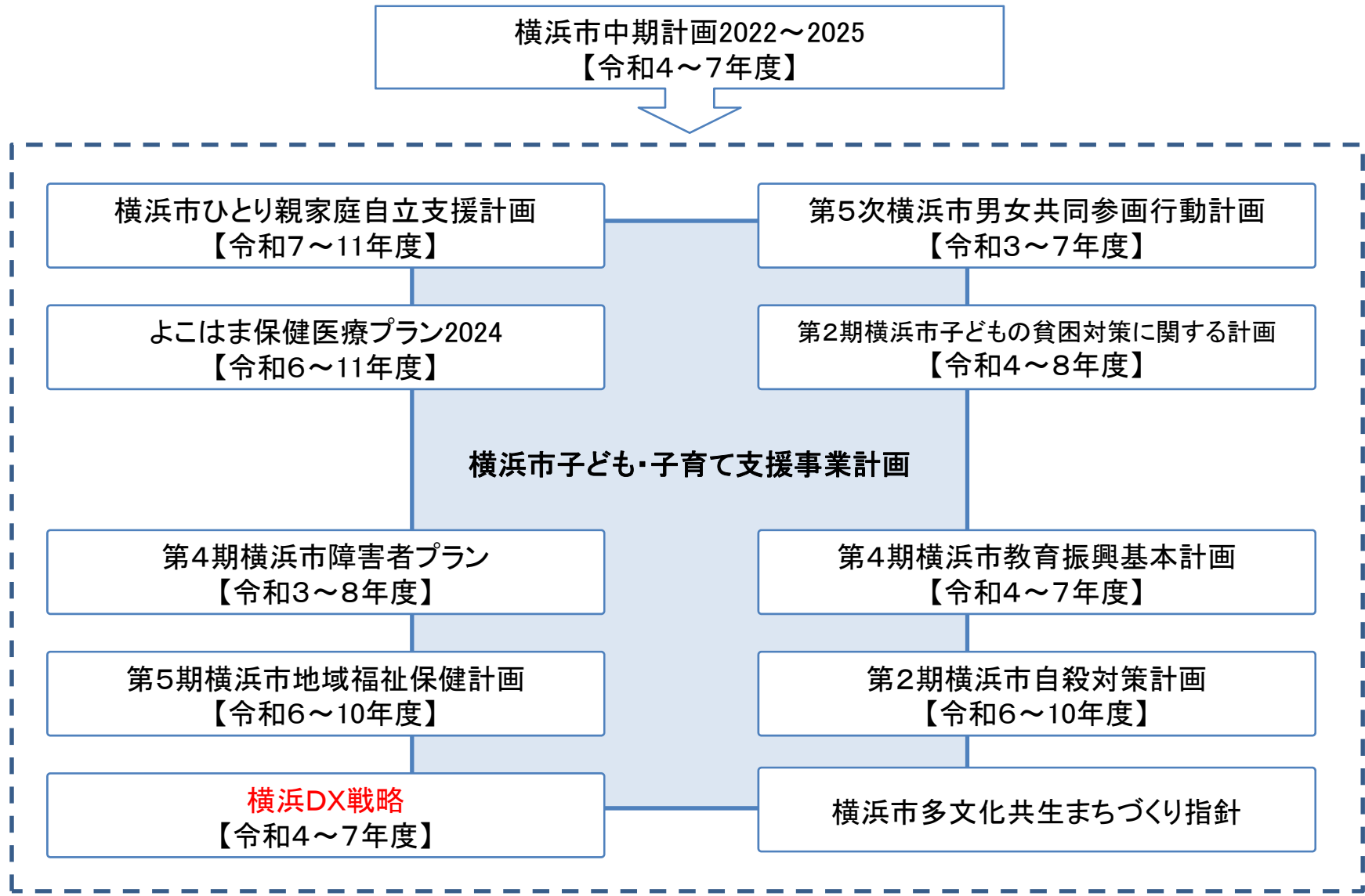
4 計画の対象

- **心身の発達過程にある者とその家庭**を対象とする。
 - ・**主に、**生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭とする。
 - ・若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行う。

5 本市における他計画との関係

- 横浜市中期計画をはじめ、子ども・青少年施策及び**子育て支援施策**に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、子ども・青少年や子育て家庭への支援を総合的に推進する。

<関連する主な計画等>



第2章

子ども・青少年や子育てを取り巻く状況

第2章 子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

※ニーズ調査の結果については、3月末に公表予定のため、現時点では暫定値を記載しています。

1 人口や少子化の状況

(1)人口、出生数、合計特殊出生率の推移

- 市の人口は、2021年の約377.6万人をピークに減少。また、本市の将来人口推計では、2070年には約2割が減少し約301.3万人。なお、出生数は2031年に向けて増加傾向となる推計。
- 18歳未満の人口は、2004年の約58万人から約1割減少し2024年は約51.4万人。
- 出生数は減少傾向で、2016年には3万人を割り、2022年時点で約2.4万人。
- 合計特殊出生率は2005年以降上昇傾向に転じ、2015年には1.37となったが、その後低下し、2022年時点で1.16。全国(2022年:1.26)と比較すると、低い水準で推移。
- 本市の未婚割合は上昇傾向。2020年における40～44歳で、男性33%、女性21%。2010年における40～44歳では、男性29.8%、女性16.9%。
- 2021年における市外への転出者数は13.1万人、市外からの転入者数は13.9万人。令和3年度中に市内から東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)に転出した20～44歳のうち、世帯に就学者等や未就園者がいた方は10.9%、東京圏からの転入者では16.1%。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものだが、少子化の進展により、子ども・若者にとって乳幼児と触れ合う機会や地域と子ども・子育て家庭の交流の機会等が減少しているとの指摘もある。

2 子ども・家庭の状況

(1)世帯状況の変化

- 6歳未満親族のいる世帯数は、2000年に約15.2万世帯(一般世帯数に占める割合:11.2%)だったところ、2020年には約13.0万世帯(同:7.4%)となり、そのうち約96%が核家族世帯となるなど、子どもがいる世帯が減少し、地域の中で、子どもや子育て家庭の状況を捉えづらくなっている。
- 「利用ニーズ把握のための調査」では、子育てに対する周囲から支えがない人の割合は、2013年度の16.2%から2023年度は22.0%に増加。

2 子ども・家庭の状況

(2) 就労状況等の変化

- ニーズ調査では、父母ともに就労している共働き世帯の割合は、2018年度の55.5%から2023年度には68.6%に上昇。
- 母の就労形態は、フルタイムが48.4%、パート・アルバイト等が23.2%、未就労が27.1%。また、未就労の母親で就労したい意向がある人は80.2%であり、希望する就労形態はパート・アルバイト等が85.6%。
- 父親の育児休業の取得した割合は、2018年度の7%から2023年度は20.5%に増加。

(3) 子どもの状況

- ニーズ調査では、日中の定期的な教育・保育事業を利用している割合は、0歳児27%、1歳児63%、2歳児が75%で、2013年度の0歳児18%、1歳児38%、2歳児48%から増加。
- 父母共にフルタイムで就労している世帯を含めた共働き世帯の増加に伴い、長期間かつ長時間保育所等を利用する子どもが増加。
- 保育・教育の質の向上に加え、保護者と保育・教育現場の双方への支援の充実が必要。併せて、地域とのつながりや他者との関わりが相対的に少ない在宅で子育てを行う家庭の支援も必要である。
- 保育・教育現場の声として、コロナ禍や夏の暑さによる外遊びの減少などの影響により、体力が落ちたり、情緒面で幼い子どもが増えているとの指摘がある。
- ニーズ調査によると、発達や障害に関する医師の診断が「ある」小学生の割合は12.7%で、10年前の7.4%から増加。
- 放課後等デイサービス支給決定人数が2018年6,468人から2022年9,886人で1.5倍となり、発達障害児の増加が示唆されている。
- 周産期医療、新生児医療の進歩等を背景として、早産児・低出生体重児・先天性疾病の子どもたちが、医療機関での長期入院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを日常的に必要とするケースが増加。
(国によれば、全国の在宅の医療的ケア児(0~19歳)は推計で約2万人)
- 疾病や障害の有無に関わらず全ての子どものインクルーシブな育ちの環境づくりの強化が求められている。

2 子ども・家庭の状況

(4) 子育ての不安感・負担感

- ニーズ調査によると、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」について、「妊娠中」では60.4%、「出産後、半年くらいまでの間」では72.2%が「あった」と回答。
- 子育てに関する困りごとでは、「仕事との両立」が45.7%、「経済的な負担」が31.8%など、子育てに関して何らかの困りごと抱えている人が92.7%。
- 子育てに関する不安や負担感を軽減し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が必要。

(5) 子どもと子育て家庭の暮らしとウェルビーイング※1

- 「令和5年度 全国学力・学習状況調査」において、普段の生活の中で幸せな気持ちになることが「ある」「ときどきある」との回答した割合は、本市の小学校(公立)の児童で91.1%、中学校(公立)の生徒で88.1%。
- ニーズ調査(子ども本人向けの質問)では、あったら良いなと思う場所として「建物の中で思い切り遊べる場所」が66.5%、「友だちとたくさんおしゃべりできる場所」が63.3%、「運動が思い切りできる場所」が49.3%。
- ニーズ調査によると、子育ての満足度は5年前と比較して低下。相談相手がいる方や、暮らしの状況として「ゆとりがある」と回答した方で、満足度が高い傾向。
- 横浜市立大学と連携したハマスタディ調査では、フルタイムで働く妻の平日の家事時間は子どもがいない家庭の1.8時間に対し、子どもができると2.2~2.5時間に増加。夫は子ども数と家事時間に関連がみられず、妻の家事時間のおよそ半分。妻の家事時間が長くなるにつれてウェルビーイングが悪化する傾向が見られる。
- 市民意見交換会では、「こんな支援があったらいいな」というテーマの中で、「子どもの居場所」の充実を求める意見が最も多く出された。

※1 幸福で肉体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態のこと。

2 子ども・家庭の状況

(6) 様々な状況にある子ども・青少年の状況

- 「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査」では、小学5年生の20.3%、中学2年生の13.5%、高校2年生の5.4%が家族の中に世話をしている人が「いる」と回答。「いる」と回答した子どものうち、自分がヤングケアラーだと思う子どもの割合は、小学5年生で8.6%、中学2年生で6.5%、高校2年生で11.0%。
- 「横浜市子ども若者実態調査」では、ひきこもり状態にある15～39歳の方は約1.3万人の推計。
- 令和3年度の内閣府調査(※2)によると、若年層(16～24歳)のうち、4人に1人以上(26.4%)が何らかの性暴力被害に遭っている。身体接触を伴う被害は12.4%(女性15%、男性5.1%)、性交を伴う被害は4.1%(女性4.7%、男性2.1%)。
- 児童虐待相談対応件数は、2017年6,796件から2022年13,140件と約2倍に増加。
- 令和4年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果(小中学校)では、不登校児童生徒数は8,170人。
- 子ども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係る支援に加えて、複合的な課題に対して個々に寄り添った多面的な支援の重要性が指摘されている。
- 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、全ての子どもや若者が虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができるよう、適切な支援を行うことが重要。

※2 アンケートの回収率が全体で2.82%であって、任意の回答者(積極的に回答した方)の回答内容に基づくため、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意が必要。

3 地域・社会の状況

(1) 地域とのつながり

- ニーズ調査では、日常の子育てを楽しく、安心して行うための重要なサポートとして、「子育てに対する周囲の理解」を挙げた方が48.3%。地域社会から見守られている、支えられていると感じない方は、未就学児保護者では31.6%、小学生保護者では25.7%。また、そのような方では生活満足度が低い傾向にあり、安心した子育て環境をつくる上でも、地域で子育て世帯を見守り、支えることが重要である。
- 本市のNPO法人に関して、2023年12月時点で1,498の認証法人が設立されている。そのうち子どもの健全育成を図る活動を行っているのは約45%であり、子ども・子育てに関連する活動への関心の高さが伺える。
- 市民意見交換会では、「子どもが楽しく関われる地域の場がほしい」「サービスだけではなく地域でのつながりがほしい」「親同士の交流機会や場があるといい」など、地域・人との交流や地域における居場所を求める意見が多く寄せられた。

(2) 情報化社会の進展とDXに対するニーズ

- 令和4年度の内閣府調査によると、インターネットを利用している全国の10～17歳のうち、1日の平均利用時間は、小学生では約3.6時間、中学生では約4.6時間、高校生では約5.8時間。
- ニーズ調査では、小学生保護者の44.1%が、子育ての困りごととして「子どものネットやゲームとの付き合い方」を挙げている。
- インターネット利用の低年齢化と合わせ、SNSなどによるトラブル、長時間の利用による生活習慣の乱れ、犯罪被害などの問題も指摘されている。
- ニーズ調査では、子育て支援の電子化に関して、「区役所等に行く頻度が減ること」、「作成する必要のある書類が減ること」、「電子申請・届出が可能な子育て支援サービスの対象拡大」が多く求められていた。
- 市民意見交換会では、「自分から探さなくても、情報を得られると助かる」「情報が一か所に集まってほしい」などの意見があった。
- デジタルネイティブ世代が子育て世代となっていることも踏まえて、今後、デジタルを活用した子育て支援の展開が求められる。

第2章 子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

3 地域・社会の状況

(3)国際化の状況と多文化共生

- 本市の外国人人口は令和3、4年に一時減少するが、令和5年には11万人を超え、近年で最も多くなっている。日本語指導が必要な児童生徒数は、令和5年には3.7千人と、平成26年の1.4千人から約2.5倍に増加しており、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要。

4 第2期計画の振り返り

【素案作成時に別途議論】

- ・コロナ禍での影響についても、振り返りの中で記載予定
- ・保育・教育施設等における災害対策、妊産婦・乳幼児の災害対策についても、振り返りの中で記載予定

第3章

本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

【検討にあたっての主なキーワード】

個人としての尊重 権利の擁護 最善の利益
基本的人権の保障 意見表明
健やかな成長・発達 自己肯定感
将来にわたる幸福 ウェルビーイング

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の7つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進。

視点	
①子ども・青少年の視点に立った支援	子どものより良い育ちを社会全体で支え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、 子ども・青少年を権利の主体として認識し、子ども・青少年が意見を表明する機会を確保しながら、「子ども・青少年の視点」に立って、施策・事業の推進に取り組む
②全ての子ども・青少年への支援	疾病や障害の有無に関わらず 子ども・青少年の健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全ての子ども・青少年を支援する視点を持って取り組む
③それぞれの発達段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援	子ども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、子ども・青少年の成長を長い目でとらえ、子どもの育ちに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にす視点を持って取り組む
④子どもの内在する力を引き出す支援	子ども・青少年を多様な人格を持った個として尊重し、一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮することができるよう、その力を引き出していくという共感のまなざしと関わりを大切にす 視点を持って取り組む
⑤家庭の子育て力を高めるための支援	保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、妊娠、出産、子育てに対する不安や負担感、孤立感を抱えることなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、家庭の子育て力を高めるための 視点を持って取り組む
⑥子育て世代のゆとりを創り出すための支援	誰もが安心して出産・子育てができ、また、保護者が時間的・精神的なゆとりを持って子どもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための 視点を持って取り組む
⑦様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～	「自助・共助・公助」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援を社会全体の課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うとともに、様々な社会資源との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組む

第4章

施策体系と事業・取組

1 重点取組

- ・令和5年4月にこども基本法が施行され、市町村こども計画としても位置づけを行う最初の計画となること
 - ・「横浜市中期計画2022-2025」で、基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、広く子育て世代に響く支援を進めていること
- を踏まえて、**計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進めていく事項として、次の2つを重点取組として整理する。**

【重点取組①】

子どものウェルビーイング実現に向けた取組

- 子ども・子育て家庭を包括的に支えるとともに、子どもの居場所・遊び場の充実や、子どもの意見を施策・事業に生かす取組など、「こどもまんなか社会」を実現していくための基盤整備を推進

【重点取組②】

子育て家庭が実感できる「ゆとり」を創出する取組

- 保護者が時間的・精神的なゆとりを持って子どもに向き合うことで、子どもの健やかな成長や親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための取組を推進

※子育てDXの取組、EBPM(エビデンスに基づく政策立案)の仕組みについては、計画の総論や各基本施策の内容に反映

第4章 施策体系と事業・取組

2 施策分野・基本施策とその関係性

重点取組① **子どものウェルビーイング実現に向けた取組**

重点取組② **子育て家庭が実感できる「ゆとり」を創出する取組**

【施策分野1】
**すべての子ども・
子育て家庭への
切れ目のない支援**

基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

基本施策2 地域における子育て支援の充実

基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

基本施策4 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

基本施策5 障害児・医療的ケア児への支援の充実

【施策分野2】
**個別ニーズ・
状況に応じた
子ども・
子育て家庭への
支援**

基本施策6 **困難を抱える子ども・若者への支援施策**の充実

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／**DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援**

基本施策8 児童虐待防止対策と**社会的養育の推進**

【施策分野3】
**社会全体での
子ども・
子育て支援**

基本施策9 **社会全体で**子ども・青少年を大切に**する地域づくりの推進**

各施策における現状と課題及び今後の方向性

…次ページ以降施策ごとに記載

(1) 現状と課題

<保育・幼児教育の質の確保・向上>

- 乳幼児期は、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上にとって最重要な時期であり、一人ひとりの育ちに応じて、その時期にふさわしい育ちの保障をしていくことが大切である。
- 「こども基本法」、「こども大綱」が策定され(R5)、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもの人権を守り、こどもの主体性や思いを尊重した保育・教育の推進が求められている。
- 保育・教育の質の確保・向上では、すべての保育者の共通事項として、大切にしたい方向性を「よこはま☆保育・教育宣言」として策定(R2.3)し、研修等で周知を図っており、各園での取組を深めるためには、更なる保育実践の充実と好事例の展開が必要である。
- 障害や医療的ケアなど個別に支援が必要な児童について、それぞれの特性や発達に応じて、保育・教育を受けられる環境を整え、障害の状況に応じたきめ細かな支援が必要である。
- 送迎バスの安全対策、園外活動等における置き去り・見失いなどの事故防止、睡眠中・水遊び中の安全確保など、安全・安心な保育の提供が必要。また、不適切保育・虐待については、国のガイドラインを踏まえ、防止及び発見時の適切な対応が求められている。
- 幼児期と学齢期の円滑な接続に向け、幼保小の子ども同士の交流が進む中、架け橋プログラムのモデル地域(R4~6)としての実践を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、幼保小の職員による継続的な対話機会の創出が求められている。

<保育所等の利用ニーズ>

- 令和5年4月の保育所等利用申請者は過去最大の74,459人であり、利用者数の伸びは以前と比べ鈍化しているが、保育の利用を希望する世帯の割合は増加傾向。一方で、年齢や地域によって定員割れが発生するなどニーズの変化に合わせた取組が必要。また、園選びにおいても保育の質が重視される傾向が強まることが想定され、保護者や地域からもわかりやすいよう、保育の質の見える化、数量化等について研究が必要である。
- 保育所等の利用申請では、ニーズ調査で「子育て支援の電子化への期待」について、区役所に行く頻度の減少(55.8%)や書類作成の手間を削減(48.4%)などが求められており、オンライン申請の対象サービスの拡充や保護者がより簡単に利用できるような改善等が必要である。

基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

(1) 現状と課題

<保育・幼児教育を担う人材の確保>

- 保育士の有効求人倍率は、神奈川県において2.60倍(令和5年1月)であり、県内の全産業平均の有効求人倍率0.99倍と比べて、非常に高い傾向にある。一方、市内の保育士養成校の入学者数は年々減少しており、令和5年4月の入学者数は定員の66.8%となっている。
- 保育士の定着を図るためには、働きやすい職場環境を作ることが不可欠だが、現場の事務負担の大きさが依然として課題となっている。DXの推進により、保育所運営に係る業務を省力化し、保育の質の向上や働きやすさにつなげる必要がある。

<多様な保育ニーズへの対応と地域子育て支援の充実>

- 保育所等を利用していない子育て家庭への一時預かり事業については、就労やリフレッシュ等の理由により、特に低年齢児を一時的に預けたいというニーズが増加している。一方、受入れ枠の問題により、利用したくても断られてしまい、預けることを諦めてしまうケースもあるため、一時預かり施設をさらに拡充していくほか、預けやすさにつながる取組が必要である。
- 令和8年度から法定事業として「こども誰でも通園制度」が開始予定であり、既存の保育・幼児教育施設等を活用し、地域の子育て家庭への支援を一層進めていく必要がある。

(2) 根拠となるデータ

- ・こども基本法／こども大綱 (R5.12 こども家庭庁)
- ・横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (R5.10 こども青少年局)
- ・幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン) (R5.12 こども家庭庁)
- ・「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について」(R5.2 架け橋特別委員会)
- ・待機児童集計 (R5.4 こども青少年局)
- ・一般職業紹介状況(職業安定業務統計) (R5.1 厚生労働省)
- ・障害児保育教育対象児童数・医療的ケア児対象児童数等 (R5.4 こども青少年局)

基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

(3) 目標・方向性

- (1) 保育・幼児教育の質の確保・向上
- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園から学校への円滑な接続
- (3) 保育・幼児教育の場の確保
- (4) 保育・幼児教育を担う人材の確保
- (5) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

(4) 主な事業・取組

※令和6年度予算案に計上している事業・取組は、市会での予算議決を停止条件とします。

「よこはま☆保育・教育宣言」を活用した取組の推進

保育・幼児教育研修及び研究事業

園内研修・研究の推進

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校、義務教育学校、特別支援学校との円滑な接続

安心・安全な給食の提供

保育・教育施設に対する巡回訪問等

保育・教育施設等に対する運営指導の実施

保育・幼児教育の場の確保

保育・教育コンシェルジュ事業

幼稚園での預かり保育

保育士宿舎借上支援事業及び**幼稚園教諭等住居手当補助事業**

保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援

保育所等での一時保育

乳幼児一時預かり事業

休日一時保育

24時間型緊急一時保育

病児保育事業、病後児保育事業

保育所子育てひろば、幼稚園はまっこ広場

障害のある子ども等への保育・教育の提供体制の整備

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- ・ 保育所等におけるこどもの人権に関する取組
- ・ 保育ニーズの変化を見据えた既存保育所等の有効活用
- ・ 障害児・医療的ケア児の受入れ推進
- ・ 園選びの利便性向上
- ・ 保育所等の利用手続きの更なるオンライン化
- ・ 保育所のDX推進
- ・ 将来の担い手の確保と潜在保育士の復職支援
- ・ 一時預かりの受入れ枠のさらなる拡充
- ・ こども誰でも通園制度の実施 等

【参考】第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画
計画策定スケジュールについて

時期	概要
令和5年10月～	ニーズ調査、市民意見交換会等
令和6年10月	計画素案公表、パブリックコメント
令和7年 2月	計画原案公表
3月	計画策定

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた 新たな点検・評価の試行実施（案）について

1 趣旨

「第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「次期計画」という。）を、子どもの意見の施策反映等について定める「こども基本法」（以下、「法」という。）に基づく「市町村こども計画」に位置付けること等を見据え、令和6年度の子ども・子育て会議における「前年度（5年度）の点検・評価」について、新たな内容で試行実施します。

2 新たな点検・評価の方向性

- (1) 子どもの意見を聞く取組等の視点を取り入れた点検・評価
前年度取り組んだ子どもの意見を聞く取組や施策への反映状況についても点検・評価の対象とし、これまで以上に子ども・青少年の視点に立った計画推進とします。
- (2) 点検・評価で把握したニーズや課題等の計画推進への速やかな反映
点検・評価の審議等を通じ把握した新たなニーズや課題等を、これまで以上にスピード感をもって今後の取組に反映します。
- (3) 本市全体の子どもの意見を聞く取組等への展開
点検・評価を踏まえ、本市全体の他の子どもが関わる施策に対し、子どもの意見を聞く取組等の好事例等を横展開につなげます。

3 現状と課題

- (1) 子どもの意見を聞く取組
令和5年度は、次期計画策定等にむけ次のような取組を行いました。
 - ・次期計画に向けた小学4年生～6年生へのアンケート
 - ・青少年の居場所事業や施設等退所後児童の居場所事業の利用者や障害児本人へのヒアリング
 - ・乳幼児の思いや声等を把握することを目的とした幼稚園や保育所等へのアンケート子どもの意見を聞く取組や施策への反映は、対象や内容に応じて適切な手法等を工夫し、継続的に取り組むことが必要です。また、法では、子ども・子育て支援施策や教育施策はもとより、広く子どもが関わる施策において取り組むことが求められています。
- (2) 点検・評価の実施時期
前年度の実施状況について市（事務局）でとりまとめた報告内容をもとに、概ね8～11月頃に子ども・子育て会議（部会・総会）での審議を行い、点検・評価を確定しています。
計画掲載の全ての事業・取組について、前年度の実施状況等を取りまとめていること等により市の準備作業に時間を要し、子ども・子育て会議における審議が年度後半となっています。
※令和5年度（令和4年度点検・評価）の実施状況
令和5年9月～10月に各部会で基本施策ごとに審議、11月に総会で全体を審議・確定

4 次期計画に向けた令和6年度点検・評価の試行実施内容

- ①基本施策ごとに子ども等の意見を聞く取組や施策への反映状況等を報告します。
- ②報告内容のポイントを絞ること等により準備期間を短縮することで、子ども・子育て会議の点検・評価を年度前半に前倒して行い、その後の計画推進に反映します。

		試行実施案	現行
実施時期		6～8月ごろ	9～11月ごろ
審議方法		現行と同じ	基本施策の所管部会で審議した後、総会で改めて全体を審議
基本施策ごとの市からの報告内容	これまでの主な取組	現行の記載項目に加え、 <u>子ども・子育て会議での前年度の点検・評価で論点への対応や、主な事業・取組の取組内容や利用者・事業者の意見、子どもの意見を聞く取組やその反映等を適宜記載</u>	当該年度に、本市として特に力を入れて取り組んだことや進捗が図られた内容等
	指標	現行の記載項目に加え、 <u>計画2年目以降は過年度実績値を掲載し、5か年の進捗状況を確認</u>	目標値と当該年度実績及び評価（A～D）を記載
	今後の取組の方向性	現行の記載項目に加え、今後行う <u>子どもの意見を聞く取組等を適宜記載</u>	「これまでの主な取組」や「指標」の進捗状況などを踏まえ、翌年度の新たな取組や今後の方向性を記載
	主な事業・取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事業・取組名 ・計画策定時の実績 ・想定事業量（最終年度） ・当該年度実績（見込）値 ・<u>過年度実績値（計画2年目以降）</u> ・進捗状況等の評価^{※1} <ul style="list-style-type: none"> ※1…試行までに評価基準等を整理 ・予算額、決算（見込）額^{※2} <ul style="list-style-type: none"> ※2…決算（見込）額は、確定次第記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業・取組名 ・計画策定時の実績 ・想定事業量（最終年度） ・当該年度実績値 ・進捗状況評価（A～D） ・当該年度の取組状況 ・予算額、決算額 ・有効性（A～D） ・利用者、事業者の意見、評価 ・今後の展開（推進、見直し等）

※点検・評価に基づき、子どもの意見を聞く取組や施策への反映の好事例等を、他局等の子どもに関する施策を行う際の参考となるよう情報提供を行います。

5 次期計画の点検・評価への展開

令和8年度（次期計画1年目の点検・評価実施時期）に向け、次期計画の内容及び試行実施に対する子ども・子育て会議からの意見等を踏まえ、令和7年度に次期計画の点検・評価方法を整理します。

<参考>子ども基本法（抄）

第10条第2項 市町村は、こども大綱等を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【基本施策1】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

<これまでの主な取組>

子ども・子育て会議での前年度の点検・評価での論点への対応や、主な事業・取組の取組内容や利用者・事業者の意見、子どもの意見を聞く取組やその反映等も適宜記載

1	増加する保育ニーズに対応するため、地域の状況に1,322人分の受入枠を確保しました。 インスタグラム等のSNSを活用し、横浜で保育士として働く魅力・就職相談会の案内・園情報の発信等を行うなど、保育士確保に取り組みました。
2	横浜で大切にしたい子どもの育ちや学び、保育・教育の方向性を示す「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」のポイントを分かりやすく伝えるためのPR動画を作成し、動画配信サービスで配信しました。 また、区のデジタルサイネージでの放映や地域子育て支援拠点、子育てひろばのスタッフへの周知を通じて、子育て家庭に宣言の内容を周知しました。 55園が園内研修リーダー育成研修を受講し、受講園の中から4園の取組事例を「園内研修リーダー育成研修発表会」で公表しました。
3	幼保小職員が、子どもの育ちや学びについて共通の視点をもち対話できるよう、架け橋プログラムリーフレット『Let's talk about our 架け橋プログラム@ヨコハマ』を作成しました。 また、「探究心を育む『遊び』研究会」を立ち上げ、子どもの主体性や探究心を育む実践研究を推進するとともに、その成果を広く発信しました。
4	理由を問わず利用できる乳幼児一時預かりについて34施設で事業を実施し、利用者は88,916人（前年度より19,891人増加）でした。 また、一時預かりの予約システムの改修を重ね、利用者の利便性向上に努めました。
5	病氣中または病氣の回復期のお子様を預かる病児保育・病後児保育を29か所で行うなど、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業を実施しました。
6	保育所等における医療的ケア児の受入れを推進するため、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として、新たに12園認定しました。

<指標の進捗（取組による成果）>

計画2年目以降は、前年度だけでなく、過年度の実績も掲載

No.	指標	実績						R5年度 進捗状況	所管課
		計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度 (R3年3月末時点)	R3年度 (R4年3月末時点)	R4年度 (R5年3月末時点)	R5年度 (R6年3月末時点)		
1	保育所待機児童数	46人 【H31年4月】	0人 【毎年4月】	16人 【R3年4月】	11人 【R4年4月】	10人 【R5年4月】			保育対策課
2	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合	20%(累計)	51%(累計)	28%(累計)	30%(累計)	34%(累計)			保育・教育支援課

<今後の取組の方向性>

今後行う子どもの意見を聞く取組等も適宜記載

1	待機児童解消に向け、既存施設での保育サービス向上や職員の受入れ拡大のための定員変更を行う場合の補助を拡充するほか、0歳児の定員を1歳児に振り替える場合の補助も新設します。 また、中規模改修費用補助を18箇所に行います。その上で、受入枠が不足する地域に重点的に保育所等を整備するなど、地域の保育ニーズに合わせた1,295人の受入枠を確保します。 さらに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるように取り組みます。
2	就職面接会等については、PRの強化や開催場所の工夫により参加者の増加を目指します。また、保育士の採用定着に課題を抱える園への支援として、効果的な採用策の研修を実施し、その中でコンサルタント派遣についても改めてPRします。 依然として困難な保育者の確保に向け、引き続き保育士宿舍借上げ支援事業等を実施するとともに、潜在保育士等がなかなか保育士・保育所支援センターを通じて市内保育所等に就職した場合、一人5万円を新たに支給します。 また、保育士等の定着支援のため、労務管理や職場環境の改善等をテーマに研修を実施するなど、保育者確保の採用・定着に係る取組の充実を図ります。
3	「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践につなげるとともに、保護者や地域に向けて周知することで、横浜の保育・教育への理解につなげます。 また、保育・教育施設職員とともに、子ども主体の「遊び」に関する研究を行い、幼保小の好事例となる実践について、企業と協働して普及を図り、保育・教育の質向上につなげます。
4	特別保育事業（一時預かり、乳幼児一時預かり、病児保育・病後児保育等）について、引き続き、各家庭のニーズに応じた保育を提供します。なお、一時預かり事業においては、低年齢児の預かりに対する補助の拡充を行い、受入枠の拡大を目指します。 新たに、赤ちゃんが生まれた世帯に一時預かりを無料で利用できるクーポン（はじめてのおあずかり券）を配布し、子育ての負担感を軽減します。また、年収360万円未満相当世帯に対して、利用料の減免（3分の2減免）を新たに実施します。
5	医療的ケア児サポート保育園を拡充するなどにより、医療的ケア児の受入れ園を増やしていきます。 また、看護職員の雇用費を拡充するほか、衛生用品等の消耗品費、施設改修費、研修受講費等を新たに助成します。

<主な事業・取組>

計画2年目以降は、前年度だけでなく、
過年度の実績を掲載

試行までに評価基準等を整理

決算(見込)額は、
確定次第記載

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	実績					R5年度 進捗状況	有効性	備考	決算(見込)額は、 確定次第記載	
					R2年度 (R3年3月末時点)	R3年度 (R4年3月末時点)	R4年度 (R5年3月末時点)	R5年度 (R6年3月末時点)	R6年度 (R7年3月末時点)				R5年度 予算額 (千円)	R5年度 決算(見込)額 (千円)
1	保育・幼児教育研修及び研究事業	保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む)	27,369人/年	30,000人/年	9,494人/年	18,945人/年	21,462人/年					(補足説明がある 場合)		
2	『よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～』を活用した取組の推進	保育・教育宣言事例集掲載事例数	-	30事例	6事例	10事例(2か年) (R3年度4事例)	19事例(3か年) (R4年度9事例)					(補足説明がある 場合)		
3	園内研修・研究の推進	①施設長研修参加者数 ②サポーター派遣園数	①- ②210園(累計)	①200園(累計) ②507園(累計)	①コロナのため 中止 ②329園(累計)	①60園(累計) ②372園(累計)	①95園(累計) ②409園(累計)					(補足説明がある 場合)		

【参考】主な事業・取組の点検・評価の様式

(1) 現状 (変更前)

No.	施設 番号	確保 方針	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方針に☆	R4年度実績 (R6年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	1		保育・幼児教育研修及び研究事業	保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む)	27,369人/年	30,000人/年	-	21,462人/年	B	・認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、認可外保育施設に加え、居宅訪問型・ベビシッターに勤務する職員等を対象として研修を実施した。 ・局研修実施にあたっては、コロナ禍であったため、集合型とオンライン(Zoom、動画配信)を併用し、計画どおり実施。前年度に比べて参加者が増加した(参加者:R3 9,789人→R4 11,017人)。 ・区連携研修は、コロナ線前に行っていた大規模な会場開催に変わって、オンラインでも開催されるようになり、前年度に比べ、研修実施回数及び参加者数は、増加した(参加者:R3 9,176人→R4 11,295人)。	99,860千円	89,686千円	A	・研修参加者からは、「子どもの姿を語り合う関係性」や「子ども主体の保育」の重要性がわかった。研修受講が子ども中心の保育実践につながっている。オンライン研修に慣れて参加しやすくなった。園内研修として活用している、という意見が寄せられた。(研修実施後のアンケートより)	推進	保育・教育支援課
2	1		「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進	保育・教育宣言事例集掲載事例数	-	30事例	-	19事例(3か年) (R4年度9事例)	B	・園内研修リーダー育成研修受講園の中から4園の取組事例を「園内研修リーダー育成研修発表会」で公表した。 ・保育実践研究会の中で5園の取組事例を公表した。 ・よこはま☆保育・教育宣言を地域・保護者に周知するため15秒のPR動画を作成し、動画配信サービスで配信した。 ・よこはま☆保育・教育宣言を地域・保護者に周知するためのデジタルサインージでの放映や地域子育て支援拠点、子育てひろばのスタッフに周知し、利用する保護者に対し、宣言の内容についても伝えられるよう呼び掛けた。	2,304千円	1,791千円	A	・園内研修リーダー育成研修参加者からは、園内研修は少人数でもできること、自分の園の子どもたちの姿を語り合うことが学びになることを知り、気軽に園内研修を実施するきっかけになった、という意見が寄せられた。 ・宣言研修終了からは、自分の園でも子どもの姿を通して日々の保育を振り返り、保育を充実させたい、楽しみたいという前向きな感想が多かった。(研修実施後のアンケートより)	推進	保育・教育支援課
3	1		園内研修・研究の推進	①施設長研修参加者数 ②サポーター派遣園数	①- ②210園(累計)	①200園(累計) ②507園(累計)	-	①95園(累計) ②408園(累計)	B	①園内研修の実施に向けた施設長研修を、園内研修リーダー育成研修と同時に開催した。保育士と施設長が同じ内容を共有することで、実践につながりやすくなった。 ②園内研修・研究サポーターを新設園等37園に派遣した。	12,557千円	6,708千円	A	・「子どもたちと楽しいと思えるのは、環境が大きい。環境整備を整えていける立場なので、頑張っで行こう思った」園内研修は色々な形での取組が可能なので、その中で当園にあった活動を見つけて実践していきたい」という感想があった。(研修実施後のアンケートより) ・「園内研修をこれまでやってこなかったが、今年度、研修するきっかけを作ってもらい良い機会になった」「園内研修が保育の向上に効果的であると感じた」「職員の人材育成となった」などの意見があった。(園内研修・研究サポーターのヒヤリングより)	推進	保育・教育支援課

主な事業・取組の取組内容や利用者・事業者の意見中で、ポイントとなる部分は、令和6年度点検・評価(イメージ)の<これまでの主な取組>に記載します。

計画2年目以降は、前年度だけでなく、過年度の実績を掲載

試行までに評価基準等を整理

(2) 試行実施案

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	実績						R5年度 進捗状況	有効性	備考	R5年度 予算額 (千円)	R5年度 決算(税込)額 (千円)			
					R2年度 (R3年3月末時点)	R3年度 (R4年3月末時点)	R4年度 (R5年3月末時点)	R5年度 (R6年3月末時点)	R6年度 (R7年3月末時点)									
1	保育・幼児教育研修及び研究事業	保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む)	27,369人/年	30,000人/年	9,494人/年	18,945人/年	21,462人/年										(補足説明がある場合)	
2	「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進	保育・教育宣言事例集掲載事例数	-	30事例	6事例	10事例(2か年) (R3年度4事例)	19事例(3か年) (R4年度9事例)											(補足説明がある場合)
3	園内研修・研究の推進	①施設長研修参加者数 ②サポーター派遣園数	①- ②210園(累計)	①200園(累計) ②507園(累計)	①コロナのため中止 ②329園(累計)	①60園(累計) ②372園(累計)	①95園(累計) ②408園(累計)											(補足説明がある場合)

令和7年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について

保育所等を利用する場合には、児童福祉法第24条第3項及び附則第73条第1項に基づき、市町村が利用調整を実施しています。

このたび、現在の利用調整基準について見直しを行いましたのでご報告します。

1. 就労ランクにおける就労時間を週から月へ見直し

(1) 改正内容

現在、利用調整における就労ランクは、「月の就労日数」と「週の就労時間」に応じてAからFランクに判定していますが、国が定める就労証明書の標準的な様式（令和6年4月入所分～）から「週の就労時間」の項目が削除され、週の就労時間を「1日の就労時間帯」や「就労する曜日」、「週の就労日数」などから導き出し判断しなければならないことが課題となっています。

このため、ランクの審査を容易かつ明確に行うことができるようにするとともに、保護者が就労証明書の記載内容から自分のランクを事前に想定しやすくなるよう、ランク判定における就労時間の考え方を週単位から月単位に改めます。

(2) 具体的な基準案

別表2 「利用調整基準」 ※一部抜粋

現行		改正（案）			
	父・母が保育できない理由、状況	ランク	父・母が保育できない理由、状況	ランク	
1 就労 (内定 含む)	月20日以上かつ就労時間 <u>1週40</u> 時間以上就労している。	A	1 就労 (内定 含む)	月20日以上かつ就労時間 <u>月160</u> 時間以上就労している。	A
	月20日以上かつ就労時間 <u>1週35</u> 時間以上 <u>40</u> 時間未満就労している。	B		月20日以上かつ就労時間 <u>月140</u> 時間以上 <u>160</u> 時間未満就労している。	B
	月16日以上かつ就労時間 <u>1週24</u> 時間以上就労している。	C		月16日以上かつ就労時間 <u>月96</u> 時間以上就労している。	C
	月16日以上かつ就労時間 <u>1週16</u> 時間以上 <u>24</u> 時間未満就労している。	D		月16日以上かつ就労時間 <u>月64</u> 時間以上 <u>96</u> 時間未満就労している。	D
	月12日以上かつ就労時間 <u>1週16</u> 時間以上就労している。	E		月12日以上かつ就労時間 <u>月64</u> 時間以上就労している。	E
	就労時間月64時間以上就労している。	F		就労時間月64時間以上就労している。	F

2. 介護ランクにおける介護時間を週から月へ見直し

(1) 改正内容

就労ランクにおける就労時間を週単位から月単位に見直すのにあわせて、介護ランクの判定においても、月単位で判定するよう基準を見直します。

(2) 具体的な基準案

別表2 「利用調整基準」 ※一部抜粋

現行		改正（案）	
父・母が保育できない理由、状況	ランク	父・母が保育できない理由、状況	ランク
4 親族の 介護 臥床者・重症心身障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ <u>1 週 40</u> 時間以上保育が必要な場合。	A	4 親族の 介護 臥床者・重症心身障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ <u>月 160</u> 時間以上保育が必要な場合。	A
重度障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ <u>1 週 40</u> 時間以上保育が必要な場合。	B	重度障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ <u>月 160</u> 時間以上保育が必要な場合。	B
病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ <u>1 週 28</u> 時間以上保育が必要な場合。	C	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ <u>月 112</u> 時間以上保育が必要な場合。	C
病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 64 時間以上保育が必要な場合。	F	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 64 時間以上保育が必要な場合。	F

3. 通学ランクにおけるランクの細分化

(1) 改正内容

就職に必要な技能習得のために月 64 時間以上職業訓練、専門学校、大学などに通っている場合には、現在、E ランクを適用しています。当該ランクは、就学時間の長短に関わらず一律のランクを適用していましたが、就労等と同様に、就学の日数や時間に応じて保育の必要性を細分化するよう見直します。

ランクの設定にあたっては、介護ランクにおける時間要件に準じて「B、C 及び F の 3 段階」に変更します。これにより、就学時間が長い場合には B 又は C ランクが適用されることとなり、保育の必要性の認定における下限の「月 64 時間」の場合には、就労ランク及び介護ランクと同様に、F ランクとなります。

また、「保育の必要性の認定基準」に表現をそろえ、ランクの名称を「通学」から「就学」に変更します。

(2) 具体的な基準案

別表 2 「利用調整基準」 ※一部抜粋

現行			改正（案）		
父・母が保育できない理由、状況		ランク	父・母が保育できない理由、状況		ランク
6 通学	就職に必要な技能習得のために月 64 時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E	6	<u>月 20 日以上かつ月 160 時間以上就学している。</u>	<u>B</u>
				<u>月 16 日以上かつ月 112 時間以上就学している。</u>	<u>C</u>
				<u>月 64 時間以上就学している。</u>	<u>F</u>

4. 適用時期

令和 7 年 4 月入所の利用調整から適用する予定です。

5. 改正スケジュール

時期（予定）	内容
令和 6 年 3 月	児童福祉審議会 保育部会に報告
令和 6 年 4～5 月	市民意見公募
令和 6 年 9 月	基準改正
令和 6 年 10 月	利用案内配布
令和 6 年 10 月～	令和 7 年 4 月の利用調整から改正した基準を適用